上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、まちなか居住を推進するため、居住することが可能な空き家の家財道具の処分等に要する経費の一部について、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和４６年上越市規則第５６号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　空き家　住宅（集合住宅及び国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。）で、空き家マッチング制度又は空き家情報バンクに登録されたものをいう。

⑵　家財道具　電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨その他空き家の中に使用されず放置されたものをいう。

⑶　空き家マッチング制度　まちなか居住の推進を目的として、市と町内会等が協働で取り組む空き家の所有者と利活用希望者のマッチングを行う制度をいう。

⑷　空き家情報バンク　本市と公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会の間で締結している上越市空き家情報バンク制度の運用等に関する協定書（平成２８年５月２日締結）及び本市と公益社団法人全日本不動産協会新潟県本部の間で締結している上越市空き家情報バンク制度の運用等に関する協定書（令和４年１０月４日締結）の定めるところにより、居住することが可能な空き家の情報を登録し、提供する制度をいう。

⑸　まちなか居住推進地区　上越市まちなか居住推進地区の認定に関する要綱（令和４年４月１日実施）に基づき市長が認定した町内会の区域をいう。

⑹　補助対象区域　まちなか居住推進地区の区域をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる人及び団体（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

⑴　補助対象区域内に空き家を所有し、又は所有を予定していること。

⑵　市税を完納していること。

２　前項の規定にかかわらず、空き家の家財道具の処分等について、上越市空き家活用のための家財道具等処分費補助金交付要綱（平成２９年４月１日実施）に基づく補助金の交付を受けた人若しくは受けようとする人又はこれらの人と同居する人は、補助対象者となることができない。

（補助対象経費等）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

⑴　家財道具の処分及び搬出に要する経費

⑵　前号の処分及び搬出に附帯する屋内清掃に要する経費

２　前項第１号の処分及び搬出は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第７条第１項又は第６項の規定による許可を受けた人及び団体で、本市の区域内に本社（個人事業主にあっては、主たる事業所。次項において同じ。）を有するものが請け負うものに限る。

３　第１項第２号の屋内清掃は、本市で事業を行う人及び団体で、市の区域内に本社を有するものが請け負うものに限る。

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（当該額に１，０００円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、２０万円を限度とする。

２　補助金の交付は、一の空き家につき１回を限度とする。

（交付申請等）

第６条　補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、家財道具の処分及び搬出を実施する前に上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　位置図

⑵　家財道具の処分及び搬出に要する経費の見積書の写し

⑶　家財道具の処分及び搬出に附帯する屋内清掃に要する経費の見積書の写し

⑷　家財道具の処分及び搬出並びに附帯する屋内清掃を実施しようとする部屋の実施前の写真

⑸　次のいずれかの書類

ア　空き家の所有者　資産証明書その他空き家の所有者が分かる資料

イ　空き家の所有を予定している人又は団体　家財道具の処分に係る当該空き家の所有

者の同意している旨を確認することができる書類

２　市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　決定

定したときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）交付　　通知

却下

書（第２号様式）により通知するものとする。

（変更申請等）

第７条　補助事業者は、前条の補助事業の内容を変更しようとするときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）事業内容変更承認申請書（第３号様式）に同条第１項に掲げる書類のうち変更事項に関するもの添えて市長に提出しなければならない。

２　前条第２項の規定は、前項の規定による変更の承認について準用する。

（実績報告）

第８条　補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日から起算して２０日を経過する日又は補助対象事業が完了した年度の３月１５日のいずれか早い日までに、上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）実績報告書（第４号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　補助対象経費に係る請求書の写し及び領収書の写し

⑵　家財道具の処分及び搬出並びに附帯する屋内清掃を実施した後の状況を撮影した写真

（補助金の額の確定）

第９条　市長は、前条の実績報告があったときは、これを審査し、補助金の額を確定したときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）確定通知書（第５号様式）により通知するものとする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　この要綱は、令和４年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から実施する。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から実施する。

（経過措置）

２　改正後の上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

３　この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第１号様式及び第３号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第１号様式及び第３号様式に相当する様式として使用することができる。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から実施する。

（適用区分）

２　改正後の第２条の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

第１号様式（第６条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）交付申請書

年　　月　　日

（宛先）上越市長

住　　所

氏　　名

電話番号

次のとおり上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）の交付を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 実施場所 | 上越市 |
| 実施内容（□にレ点を記入してください。） | □ 家財道具の（□処分　□搬出）□ 家財道具の（□処分　□搬出）に附帯する屋内清掃 |
| 事業費 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 （消費税を含む。）（うち補助対象経費　　　　　　　　　　円） |
| 実施予定期間 | 年　　月　　日　から　　　　年　　月　　日　まで |
| 事業収支 | 収入 | 支出 |
| 補助金交付額※ | 円 | 家財道具の処分等に要する経費 | 円 |
| 自己資金 | 円 |  |  |
|  | 円 |  |  |
| 合計 | 円 | 合計 | 円 |
| 添付書類 | □　位置図□　家財道具の処分及び搬出に要する経費の見積書の写し□　家財道具の処分及び搬出に附帯する屋内清掃に要する経費の見積書の写し□　家財道具の処分及び搬出並びに附帯する屋内清掃を実施しようとする部屋の実施前の写真 |

※印欄は補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（１，０００円未満を切り捨て）を記入してください。

○市税の納税状況等の調査に関する承諾

|  |
| --- |
| まちなか居住に関する支援事業の実施のため、申請書に記載された情報を関係部署で共有すること及び補助金交付の審査のため、　　　　　　　　課の職員が次の公簿等を閲覧し、又は確認することを承諾します。⑴　納税状況⑵　市の他の家財道具の処分等の助成制度の活用状況　申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

○上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約

|  |
| --- |
| ⑴　補助金を暴力団の活動に使用しません。⑵　補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。⑶　⑴又は⑵に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。□　上記について誓約します。（□にレ点を記入してください。） |

第２号様式（第６条関係）

決定

上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）交付　　通知書

却下

第　　　　　号

年　　月　　日

　 　 様

上越市長

年　　月　　日付けで交付申請のあった上越市まちなか居住推進事業補助金（空

とおり決定

き家の片付け支援）の交付について、次の　　　　　　　　　　したので通知します。

理由により申請を却下

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 決　定 | 交付決定額 | 　　　　　　　　　　　円 |
| 交付条件 | １　この補助金の対象となる事業及びその内容は、　　　　年　　月　　日付けによる交付申請書記載のとおりとする。２　この補助金は、目的以外の経費に使用してはならない。３　上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）交付要綱に従うこと。 |
| 却　下 | 理由 |  |

第３号様式（第７条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）事業内容変更承認申請書

年　　月　　日

（宛先）上越市長

住　　所

氏　　名

電話番号

年　　月　　日付け　　第　　　　　号で交付決定を受けた上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）について、次のとおり交付対象事業に係る変更の承認を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 実施場所 | 上越市 |
| 変更内容 |  |
| 実施内容（変更後）（□にレ点を記入してください。） | □ 家財道具の（□処分　□搬出）□ 家財道具の（□処分　□搬出）に附帯する屋内清掃 |
| 事業費（変更後） | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 （消費税を含む。）（うち補助対象経費　　　　　　　　　　円） |
| 実施予定期間（変更後） | 年　　月　　日　から　　　　年　　月　　日　まで |
| 事業収支（変更後） | 収入 | 支出 |
| 補助金交付額※ | 円 | 家財道具の処分等に要する経費 | 円 |
| 自己資金 | 円 |  |  |
|  | 円 |  |  |
| 合計 | 円 | 合計 | 円 |
| 添付書類（変更事項に関するもの） | □　位置図□　家財道具の処分及び搬出に要する経費の見積書の写し□　家財道具の処分及び搬出に附帯する屋内清掃に要する経費の見積書の写し□　家財道具の処分及び搬出並びに附帯する屋内清掃を実施しようとする部屋の実施前の写真 |

※印欄は補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（１，０００円未満を切り捨て）を記入し

てください。

第４号様式（第８条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）実績報告書

年　　月　　日

（宛先）上越市長

住　　所

氏　　名

電話番号

　　　年　　月　　日付け　　第　　　　　号で交付決定のあった補助対象事業が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 実施場所 | 上越市 |
| 事業費 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 （消費税を含む。）（うち補助対象経費　　　　　　　　　円） |
| 補助対象事業の完了年月日 | 　　　　　　　年　　月　　日 |
| 事業収支 | 収　　入 | 支　　出 |
| 交付決定額 | 円 | 家財道具の処分等に要する経費 | 円 |
| 自己資金 | 円 |  |  |
|  | 円 |  |  |
| 合計 | 円 | 合計 | 円 |
| 添付書類 | □　補助対象事業に係る請求書の写し及び領収書の写し□　家財道具の処分及び搬出並びに附帯する屋内清掃を実施した後の状況を撮影した写真 |

第５号様式（第９条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）確定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　 　　　　　　様

上越市長

年　　月　　日付けで実績報告のあった上越市まちなか居住推進事業補助金（空き家の片付け支援）について、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付確定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　円 |